

## 郡山市健康づくり推進懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の実情や特性を活かした健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するに当たり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、郡山市健康づくり推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(懇談会の構成)

第2条 懇談会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から推薦された者
- (3) 健康増進や食育について深い関心のある市民

2 委員への依頼期間は、3年以内とする。

3 懇談会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第3条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者が会議を進行する。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、保健福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。